資料３

旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業の実施について

1. 概要

船員保険加入者が全国健康保険協会（以下、協会という。）の指定した旅行代理店の協定施設を利用する場合、宿泊料金の一部を協会が補助する。

2. 利用対象者

・船員保険被保険者及び被扶養者（予算の上限は 8 千万円。）

3. 利用条件

・補助金額は、１人１泊 3,000 円
・国内の宿泊に限り、年間２泊を上限とする

4. 船員保険加入者が契約保養所に宿泊するまでの流れ

① 利用者は、契約旅行代理店の窓口又は電話で、希望する施設の宿泊予約を行う。
② 利用者は、「保養施設利用申込書」に必要事項を記載し、協会へ提出する。
③ 協会は、「保養施設利用申込書」に補助金額を記載し、利用者に返送する。
④ 利用者は、③で補助金額の承認を受けた「保養施設利用申込書」を、予約した旅行代理店に持参、または郵送し、協会からの補助金額分を減額した宿泊費を支払い、精算する。その際、宿泊クーポン券が発行される。
⑤ 利用者は、宿泊当日、④で受け取った宿泊クーポン券を予約した契約保養所（協定施設）に持参して利用する。
⑥ 精算（旅行代理店 ⇔ 協会）

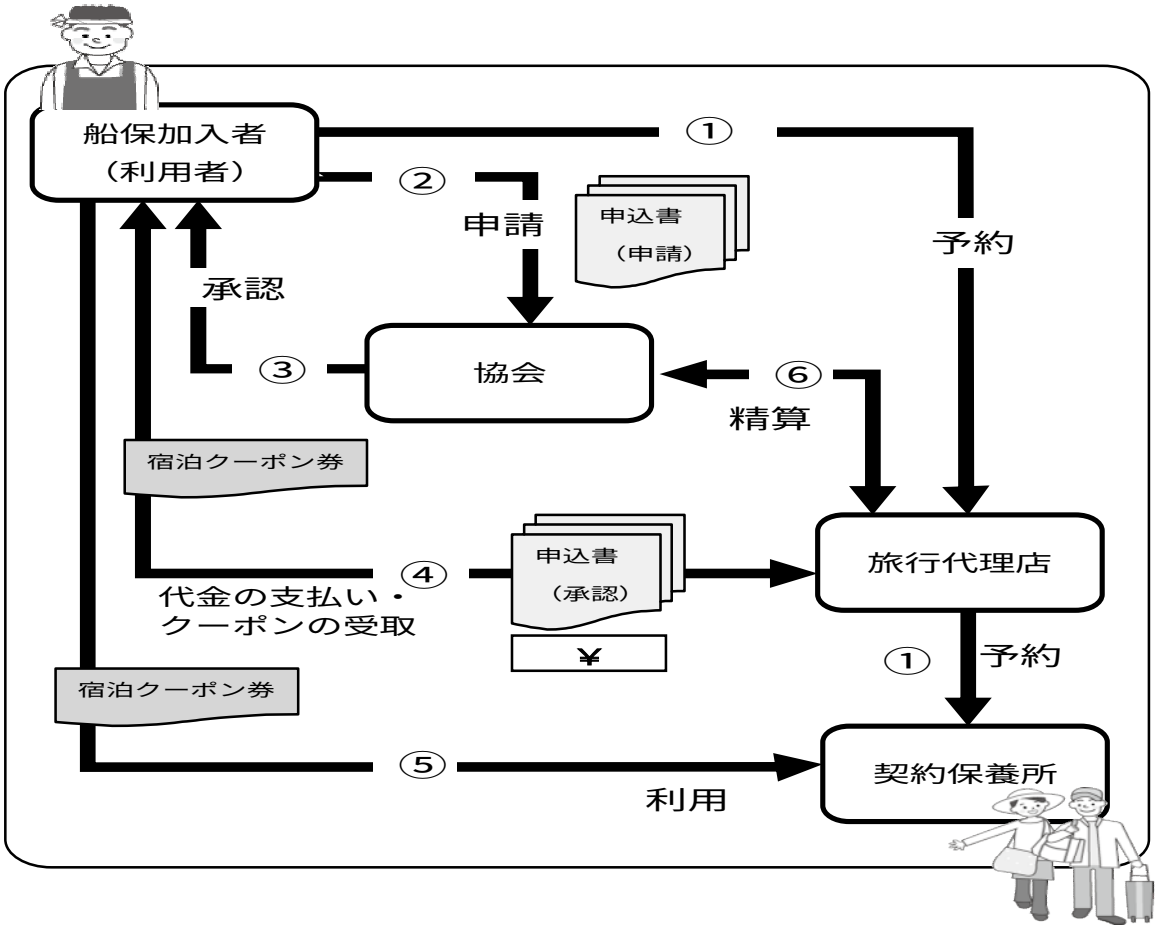

5．今後のスケジュール

事業	実施内容		1月	2月	3月	4月
保養施設利用補助事業	旅行代理店公募、決定		→			
	旅行代理店との調整			→	→	
	広報	ホームページ		→	→	→
		関係団体広報誌		→	→	→
		医療費通知			→	
		業務案内ﾘｰﾌﾚｯﾄ			→	
	指定旅行代理店における予約受付開始（4/1～)					→
	利用申込書の受付開始 (4/1～)				注１	→
	宿泊施設利用開始				注２	→

（注１）平成 26 年 4 月 1 日以降に指定旅行代理店へ電話又は窓口でご予約・手続きされたものが対象となります。

（注２）宿泊施設を利用するためには、協会から送付された承認後の申込書を宿泊予約した旅行代理店にご持参（又は郵送）いただき、あらかじめ「宿泊クーポン」を受け取っていただく必要があります。